

第二章 不法投棄防止に関する取り組み

2-1 はじめに

第二章では、不法投棄防止に関する取り組みについて取り上げている。不法投棄を抑制するために、自治体では条例の制定を行っている所があるが、制定に至った経緯、またその制定状況を示す。

2-2 目的

不法投棄防止に関する取り組みを明らかにし、不法投棄防止条例の制定理由、制定状況、制定の意味を明らかにすることを目的とする。

2-3 方法

全体的な不法投棄への取り組み、制度の状況把握を図るため、インターネットでの調査を行う。

2-4 不法投棄防止に関する取り組み

2-4-1 不法投棄防止条例とは

本研究における、「不法投棄防止条例」とは以下の内容を含む条例である。

- ・ 不法投棄防止を目的とする条例
- ・ 不適正処理の防止を目的とする条例
- ・ 適正処理を促進することを目的とする条例

「不法投棄防止を目的とする条例」はその目的の通り、不法投棄を防ぐための内容、項目を記載している条例である。

「不適正処理の防止を目的とする条例」は、不法投棄自体を防止するためではなく、産業廃棄物の不適正な処理を未然に防止にするための条例である。不適正な処理を防止することにより、不法投棄を防ぐことが出来ると考える。

「適正処理を促進することを目的とする条例」は、不適正処理防止と内容は近い。適正な処理を促すための条例であり、その背景には不適正処理があり、不適正処理を防止するために、適正処理を促すというものが多い。

2-4-2 不法投棄防止条例制定の経緯¹⁾

従来の法制度をかなり進めた廃棄物処理法の改正（1997年）であったが、自治体によっては、必要かつ十分な制度ではなかった。とするならば、条例を制定して、不足部分を補完しなければ、自治体において法目的の実現は図れないということで、自治体では条例の制定に至った。

自治体は、法律により命ぜられた任務および法律目的を十分に認識し、自治体の環境条件、市民・事業者の意向、現実の行政能力を踏まえて、廃棄物処理法と条例を組み合わせ

た法システムを創造する必要がある。制度設計の中心となる自治体行政の役割は、大きく、そして重いのである。

2-4-2-1 千葉県産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例制定の経緯²⁾³⁾

条例制定の経緯を、千葉県を事例として見る。

環境省調査による全国の産業廃棄物の不法投棄件数・投棄量（平成 12 年度）のうち、千葉県における件数は 93 件、投棄量は 121,404t と、全投棄量の 30%を占める状況にあった。平成 12 年度末の時点で、県内で未解決となっている不法投棄現場は 817 箇所、その投棄量は 1,000 万 m³を超え、法令に定める量以上の産業廃棄物を搬入・堆積する不法堆積は、平成 13 年 9 月末現在、千葉市を除く県内で 150 箇所、その堆積量は 100 万 m³に上っていた。

このように不適正処理による様々な問題が引き起こされており、県では組織の強化等により対策にあたる一方、広域的な対応が必要なことから、国に対して法改正を要望してきましたが、改正実現の見通しが立たなかった。しかしながら、問題の緊急性から産業廃棄物の不適正処理をこれ以上見逃すことはできず、産業廃棄物の適正処理を確保するために独自の条例の制定に至った。

2-5 不法投棄防止条例の制定状況

対象は各都道府県、保健所設置市である。不法投棄防止に関する条例を制定しているのは、都道府県は 11（全 47 都道府県中）、保健所設置市は 13（42 都市中）である。割合で表すと、都道府県が 23%、保健所設置市が 31%、全体では 27%と約 3 割の自治体でしか条例が制定されていない。その理由としては、以下のことが推測される。

- ・ 不法投棄が少ないため。
- ・ 近隣自治体が条例を制定していないため。
- ・ 条例が出来て日が浅いため、浸透していないため。
- ・ 制定したいが（知事等の）許可が下りないため。
- ・ 条例は必要ないと考えるため。

また、逆に条例を制定する理由としては、以下のことが推測される。

- ・ 不法投棄抑制のため。
- ・ 近隣自治体の条例制定。
- ・ 法で取り締まることの出来ない事項を補うため。

また、各自治体の条例だが、以下の条件のもとに 24 自治体を選定した。（付録 1 参照）

- ・ 産業廃棄物を対象としている。
- ・ 不法投棄防止に関する内容を含む条例。
- ・ 不適正な処理の防止に関する内容を含む条例。

適正な処理の促進に関する内容を含む条例。表 2-1 に、対象自治体と条例名を示す。

表 2-1 対象自治体と条例名

自治体名	制定条例名	制定日時	施行日時
宮城県	産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例	H17.10.6	H18.4.1
福島県	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	H16.4.1	H16.4.1
千葉県	千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例	H14.3.26	H14.10.1
船橋市	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16.3.31	H16.7.1
新潟県	新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例	H16.12.27	H17.4.1
金沢市	金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	H4.12.18	H5.4.1
岐阜県	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例	H11.3.16	H11.3.16
愛知県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	H15.3.25	H15.10.1
名古屋市	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例	H15.12.25	H16.7.1
豊田市	豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例	H18.3.30	H18.10.1
京都府	京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例	H14.12.18	H15.4.1
京都市	京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例	H15.12.26	H16.4.1
大阪府	大阪府循環型社会形成推進条例	H15.3.25	H15.4.1
堺市	堺市循環型社会形成推進条例	H15.12.22	H16.1.1
東大阪市	東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16.3.31	H16.10.1
高槻市	高槻市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16.3.26	H16.10.1
兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	H15.3.7	H15.3.7
神戸市	神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する条例	H5.3.31	H5.4.1
姫路市	姫路市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H15.10.3	H15.12.15
尼崎市	尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H15.9.30	H15.12.15
西宮市	西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H15.9.30	H15.12.15
岡山市	岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H6.3.24	H6.7.1
	岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例	H14.3.22	H15.4.1
福岡県	福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例	H15.3.7	H15.3.7
大分県	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	H17.7.11	H17.10.1

条例を制定している自治体の多くは不法投棄の多い自治体であった。中には、比較的不法投棄の多くない自治体でも制定されており、不法投棄の量だけで条例を制定するのではないということが分かる。また、岡山市では、平成 6 年に適正処理に関する条例を制定し、その 8 年後の平成 14 年に処理施設に関する条例を制定し、元来の条例で補いきれない部分を、再び条例を制定することにより補っていることが分かる。

2-5-1 不法投棄防止条例の制定時期

また、不法投棄防止に関する条例が制定され出したのは、比較的最近なのだが、どれくらいの自治体がいづ頃に制定しているのか、対象自治体で制定時期、施行時期を明らかにする。図 2-1 に、条例の制定時期、図 2-2 に条例の施行時期を示す。

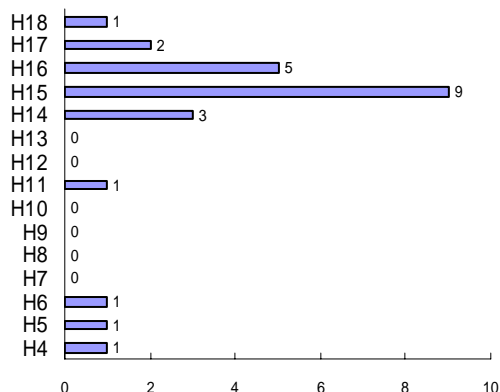


図 2-1 条例の制定時期

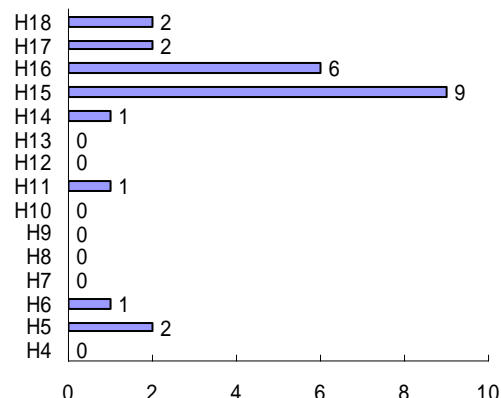


図 2-2 条例の施行時期

図 2-1、2-2 より、一番早く制定されたのは平成 4 年度の金沢市である、金沢市の条例では、廃棄物の適正処理について記載されており、一般廃棄物、産業廃棄物どちらも対象の条例であった。産業廃棄物だけを対象とした条例で一番早く制定されたのは、平成 14 年度の千葉県である。そして、制定時期、施行時期ともにこの千葉県の条例制定をきっかけに、平成 14 年以降急激に条例が制定・施行されている。特に、平成 15 年度は 9 団体もの自治体で条例が制定・施行されており、まさに産業廃棄物の不法投棄に対する変化の時期とも言えるだろう。

2-6 まとめ

不法投棄防止に関する条例とは、その名称、対象等は若干の違いは存在するが、その目的は不法投棄の防止のためである条例のことを言う。条例の名称にも、いろいろな名称が存在し、「不適正な処理の防止」、「適正処理の促進」、「循環型社会形成推進」など一見違った条例のようにも見えるが、それぞれの目指すところは同じであり、産業廃棄物の不法投棄等を防止、抑制するためであることが分かった。

その不法投棄防止に関する条例を制定している自治体は全国で 24 団体と約 3 割ということが分かった。しかし、条例自体が新しい条例であり、24 団体の内、20 団体は過去 5 年間で制定されており、今後更に多くの自治体で制定されることが予想される。

<参考文献>

- 1) 北村喜宣：各地で進む産廃判例,全国産業廃棄物連合会,INDUST,p17(4),7(2002),
- 2) 千葉県：千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例について
 < http://www.pref.chiba.jp/syozoku/e_sanpai/jourei03-j.htm >, 2007-1-5
- 3) 石渡正佳：千葉県の産業廃棄物不法投棄対策,生活と環境,日本環境衛生センター,49(7),7(2004),21~24